

秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例

(昭和 5 1 年 7 月 2 3 日 条例第 4 号)

改正 昭和 5 3 年 3 月 2 9 日 条例第 1 号

昭和 5 9 年 3 月 2 9 日 条例第 3 号

平成 8 年 3 月 2 8 日 条例第 4 号

平成 1 0 年 3 月 3 0 日 条例第 1 号

平成 2 5 年 1 月 9 日 条例第 1 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日 条例第 4 号

令和元年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、斎場の設置、管理等に関し必要な事項を定める。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 斎場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 秦野斎場

(2) 位置 神奈川県秦野市曾屋 1 0 0 6 番地

(業務)

第 2 条の 2 秦野斎場（以下「斎場」という。）は、火葬及び遺体安置に関する業務を行う。

(休場日)

第 3 条 斎場の休場日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び組合長が指定する日とする。

(使用時間)

第 4 条 斎場の使用時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。ただし、組合長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 斎場を使用しようとする者は、組合長の許可を受けなければならない。

2 組合長は、秦野市又は伊勢原市に住所を有していない者が斎場の使用を申し出た場合は、支障がないと認めるときに限りその使用を許可する。

(使用料)

第 6 条 斎場の使用料は、使用の許可の際、別表に定めるところにより許可を受けた者（以下「使用者」という。）から徴収する。

(使用料の減免)

第7条 組合長は特に必要があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は返還しない。ただし、組合長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(焼骨等の引取り)

第9条 使用者は、組合長が指定した期限までにその焼骨等を引き取らなければならない。

2 使用者が前項の指定期限までに焼骨等を引き取らない場合は、組合長がこれを処理することができる。

(損害補償)

第10条 組合長は、使用者が、斎場の施設、設備等を破損し、又は滅失した場合は、損害の一部又は全部を賠償させることができる。

(指定管理者による管理)

第11条 組合長は、斎場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(1) 火葬及び遺体安置に関する業務

(2) 斎場の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合長が特に必要と認める業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「組合長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の期間)

第12条 指定管理者が斎場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第13条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、組合長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第14条 組合長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん

酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 事業計画による斎場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- 2 組合長は、指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、次条第1項の秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 組合長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の設置)

第15条 指定管理者候補の選定について審議し、組合長に報告するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、前項の規定による審議のほか、第19条の規定による組合長の求めに応じ、施設管理の評価を行う。
- 3 委員会は、10名以内の委員により組織する。
- 4 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(管理協定の締結)

第16条 指定管理者となるものは、組合長との間で斎場の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 管理業務に関する事項
 - (3) 管理業務の報告に関する事項
 - (4) 管理費用等財務に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、斎場について次の事項

を記載した事業報告書を作成し、組合長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) その他組合長が必要と認める事項
(事業報告の聴取等)

第18条 組合長は、斎場の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第19条 組合長は、斎場を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第20条 指定管理者は、故意又は過失により斎場の施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第21条 組合長は、指定管理者が第18条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本組合は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、組合長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和５３年３月２９日条例第１号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和５９年３月２９日条例第３号）

この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（平成８年３月２８日条例第４号）

この条例は、平成８年６月１日から施行する。

附 則（平成１０年３月３０日条例第１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１０年５月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場管理条例別表の規定は、平成１０年５月１日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１月９日条例第１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る同日前の申請は、同日に申請があったものとみなす。

附 則（平成２９年１２月２０日条例第４号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成３０年４月１日以後の斎場の使用に係る使用料について適用し、同日前の斎場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年１２月２７日条例第３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部改正）

- 2 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例（昭

和 3 6 年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の委員

別表第 1 秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員の項の次に次のように加える。

秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定 評価委員会の委員	日額 7, 8 0 0 円
----------------------------------	---------------

【別表（第 6 条関係）】